

ご利用いただけるサービス

健康経営アシストサービス

ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、事業者様には集団的分析の結果をご提供します。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*1}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

^{*1} 実際の転院移送費用は、サービスご利用者にご負担いただけます。

メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスにより、メンタル面が原因の休職・退職が増えてきた、うつ病で悩んでいる従業員がいる、といった悩み・相談にお応えします。

介護アシスト

介護に関する相談に電話でお応えします。また、ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報をご提供します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

^{*2} サービスのご利用にかかる費用はサービスご利用者のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

職場復帰支援サービス

キャリアコンサルタント^{*3}が、スマートフォンやタブレット等で個別面談に応じることで、三大疾病^{*4}・介護により休職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行い、就業に関する意思決定を促して復職の早期化につなげます。

※本サービスは補償対象者である従業員または役員の方が、三大疾病^{*4}・介護により「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。

^{*3} 2016年4月に創設された国家資格であり、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと」(職業能力開発促進法第2条第5項)を業とする専門家です。

^{*4} がん、急性心筋梗塞または脳卒中をいいます。

経営・労務サポートサービス

経営支援・診断サービス

公的助成金、労務リスク、就業規則、事業承継等に関する簡易診断を行います。また、診断結果に基づく社会保険労務士等の専門家の訪問による相談・アドバイスを実施します。

法律・税務・労務ホットライン

法律・税務・労務に関する相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家が応えます。

※各サービスは、引受保険会社のグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューの内容は、変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。

※各サービスの詳細は「健康経営アシストサービス/経営・労務サポートサービス サポートブック」をご参照ください。

※本チラシは全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容の詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

団体名・組合名

お問い合わせ先
取扱代理店／引受保険会社

E14-85230(6)改定202206
22-T01085 2022年6月作成

全国中小企業団体中央会
都道府県中小企業団体中央会

の会員である団体・協同組合等に参加している皆様へ

2022年10月1日以降始期用

2022年10月改定

全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度

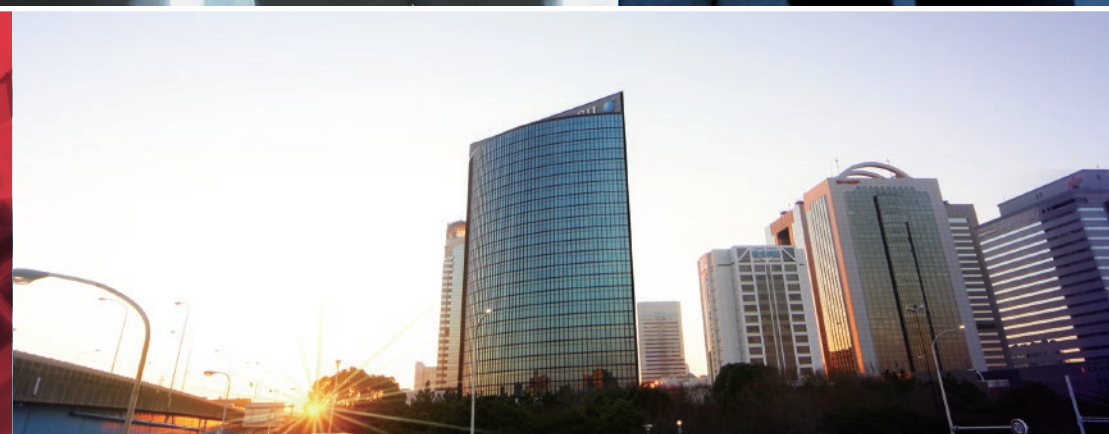
経営ダブルアシスト[®]

業務災害総合保険

商品概要を
動画で見る



今なら最大
約**58%**
割引



貴社の企業防衛、メンタルヘルス対策のお役に立てる、時代にピッタリの労災対策をご提案します。

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

団体の概要を
動画で見る



信頼の中央会の制度、だから安心。



企業向けの

賠償補償



役員・従業員
向けの

定額補償

のダブル補償でお守りします。



補償内容を
動画で見る

最大

団体割引等適用
のため保険料が

約 **58%**
割引!!

特長
1

うつ病による自殺や過労死による経営に対する賠償責任に対応します。

損害賠償金	事件名	年	原因
約1億8,785万円	A鋼球製作所事件	H20年	過 労 死
約1億8,700万円	K産業事件	H22年	過 労 死
約1億6,524万円	S木工事件	H 6 年	原 木 落 下
約1億3,500万円	K医大事件	H14年	過 労 死
約1億2,588万円	D広告事件	H 8 年	過 労 自 殺
約1億1,111万円	Oソース事件	H12年	過 労 自 殺
約1億700万円	O府立病院事件	H19年	過 労 死

※労働新聞社「安全スタッフ」抜粋

企業および社長・役員個人の
法律上の賠償責任を

1名
5億円

1災害
10億円

まで補償します

さらに

法律相談費用補償により、労災事故が発生し労災訴訟等に発展することが想定される場合に、**弁護士等の専門家に相談する場合の費用を補償**します。

主なオプション補償

雇用関連賠償責任補償

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方などが法律上の賠償責任を負担する場合に補償します。



メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償

補償対象者の精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。

災害付帯費用補償

死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に死亡や後遺障害の等級に応じて、所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。

特長
2

役員や従業員の**ケガによる補償だけでなく、うつ病や過労による脳・心疾患**も補償します。

- 業務に従事中または通勤中に被ったケガによる**死亡、後遺障害、入院、通院、手術**の補償は、**政府労災の給付決定を待たずにスピーディ**に保険金をお支払いします!
- 精神障害・脳・心疾患などの疾病や自殺**の補償は、政府労災が認定された場合に補償します。これにより労災訴訟への発展を防止する効果が期待されます。



さらに

保険金は、**事業者の方にお支払い**します。

主なオプション補償

地震・噴火・津波危険補償

業務中の地震・噴火・これらによる津波等によるケガ等を補償します。



退職時一時金補償

従業員の方が精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等を被ったときまたは身体障害により1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに補償します。

休業補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被って就業不能になり、その状態が免責期間(3日間)を超えて継続した場合に、補償します。

特長
3

補償・サービスの両面で「**健康経営**」「**仕事と三大疾病^(※1)治療・家族介護との両立**」を支援します。
精神疾患(メンタルヘルス疾患)による休業時の補償(オプション)も追加できます! ^(※1)がん・急性心筋梗塞または脳卒中

- 人材確保が難しくなっているなか、**従業員の休業支援・復職支援が課題**となっています。
・がん対策基本法の改正による、がん患者の就労に配慮する努力義務
・介護離職による戦力社員の喪失
- 「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約」および「精神障害追加補償特約(オプション)」により、**従業員の休業時に企業が負担する社会保険料などのコストを資金面からサポート**します。

さらに

健康経営の**推進を支援**します。

- ・職場復帰支援サービス(サービスの詳細については裏面をご参照ください。)
- ・ストレスチェックサービスやメディカルアシスト、介護アシストなどの健康経営アシストサービス



特長
4

パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります。
建設業は**下請負人も自動的に補償**されます。

さらに

建設業は「**経営事項審査制度(W1)**」で**15点のポイント加算**となります。



主なオプション補償

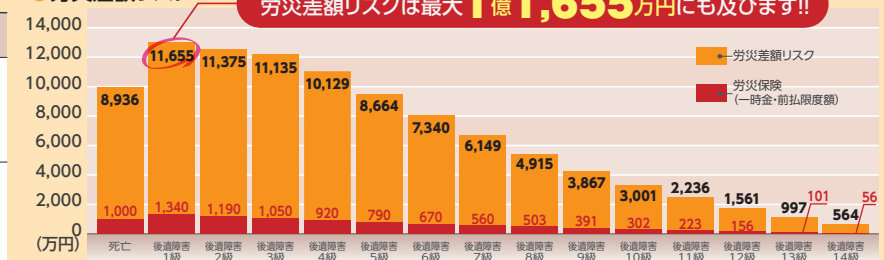
全業種で、派遣社員・構内下請作業員を補償対象にすることができます。
貨物自動車運送業は、下請負人である運送事業者を補償対象にすることができます。

重篤な労災事故 必要な補償額はどれくらいかご存知ですか?

●損害賠償責任額と労災保険給付額^(※2)

項目	損害賠償責任額 (目安)	労災保険からの 給付
逸失利益	8,855 万円程度	1,340 万円程度
慰謝料	2,800 万円程度	なし

●労災差額リスク^(※2)



(※2)被災労働者の年齢35歳(被扶養者2名)年収500万円(給与360万円・賞与140万円)が後遺障害1級に認定された場合

政府労災は、重篤な労災事故で給付されるのは年金給付であり、

- 1 **就業していれば得られたはずの利益(逸失利益)**は充分補償されず、
- 2 **精神的苦痛に対する慰謝料等**は補償されません。

例えば、
後遺障害1級
の場合…

逸失利益
約8,855万円^(※3) + 慰謝料
約2,800万円 + α → **1億**円を超える補償額が必要です!

(※3)政府労災等から支払われる金額を控除しています。
※2020年4月1日改正後の法定利率で算出しています。

(※4) [1-30%(団体割引)] × [1-30%(過去の損害率による割引)] × [1-10%(包括契約割引)] × [1-5%(健康経営割引)] (※6) = 0.42 → 最大約58%割引

(※5) 働きやすい職場認証制度に認証登録された事業者を被保険者としてご加入される場合、保険料を3%割引引きします。(※7) (※8) (※9)

(※6) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実施している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。

(※7) 働きやすい職場認証制度とは、2020年8月に国土交通省が創設した、運転者職場環境良好度認証制度の通称です。

(※8) 健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。

(※9) 「地震・噴火・津波危険補償保険料」部分を除きます。